

陳 情 事 項
<p>★印が懇談の重点項目</p> <p>【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>1、安心できる介護保障について</p> <p>★（1）介護保険料・利用料について</p> <p>①介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。</p> <p>②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。</p> <p>★（2）介護保険利用の際の手続き</p> <p>介護保険利用の相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。</p> <p>（3）基盤整備について</p> <p>★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。</p> <p>②特別養護老人ホームに要介護1・2の方の入所希望について、積極的に「特例」を活用・拡大し受け入れを行ってください。</p> <p>★（4）総合事業について</p> <p>①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。</p> <p>②一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費を確保してください。</p> <p>（5）高齢者福祉施策の充実について</p> <p>①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。</p> <p>②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。</p>

回 答
<p>①</p> <p>能力に応じた段階の負担を求めるという観点から、国の段階制を採用しており、市民税非課税世帯や本人所得等を考慮した段階設定により、低所得者の負担は軽減されていると考えております。</p> <p>②</p> <p>高額介護サービス費等の制度により実施しているため、独自での減免制度については考えていません。</p> <p>（2）</p> <p>窓口相談の際には、介護保険の制度を一通り説明した上で申請を受け、必要であれば専門知識を持った職員のいる高齢者相談支援センターに案内するなど利用者の状況に応じた対応を行っております。</p> <p>①</p> <p>大規模な特別養護老人ホームの整備については、県の計画に沿って基盤整備されております。小規模多機能型居宅介護事業所については、市内に2カ所整備しており、それにより需要と供給のバランスはある程度図られると考えています。</p> <p>②</p> <p>特別養護老人ホームから特例入所要件の照会を受け、該当者の状態、状況を確認した上で、適用の認否を判断しています。必要な方には、施設を通じて相談があるため、広報等で一律な周知を行う予定はありません。</p> <p>①</p> <p>総合事業移行後も、現行相当サービスは一定期間継続する予定です。期間については、実態等を十分把握し、既存のサービスに加え、多様なサービスの充実状況を見ながら検討していきます。</p> <p>②</p> <p>総合事業は地域支援事業として国、県、市などの負担割合が決まっており、一般会計からの繰り入れについては考えていません。利用者の実態やニーズと事業者の状況を把握して、十分なサービスの提供ができるよう、事業のあり方やサービス内容を検討していきます。</p> <p>①</p> <p>認知症カフェは、現在7カ所開催しており、助成を実施しています。</p> <p>②</p>

陳 情 事 項
<p>★（６）障害者控除の認定について</p> <p>①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。</p> <p>②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。</p> <p>2. 国保の改善について</p> <p>★①保険料（税）の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料（税）に引き下げてください。そのために一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。</p> <p>★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。</p> <p>★③資格証明書の発行は止めてください。保険料（税）を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。</p> <p>★④保険料（税）を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。</p> <p>⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。</p> <p>⑥高額療養費の申請漏れが生じないように最善の手立てを尽くしてください。</p> <p>3. 税の徴収、滞納問題への対応など</p> <p>税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。</p>

回 答
<p>住宅改修費及び福祉用具購入費については、受領委任払い制度を実施しておりますが、高額介護サービス費については、現在のところ考えていません。</p> <p>① 障害者控除は、障害者手帳保持者に準ずる人を対象に出すものであり、要介護認定を受けているという状況のみだけでは該当しないと考えます。</p> <p>② 上記と同様の理由で全ての人に郵送する予定はありません。また、該当者に対しても利用しない場合もある為、個別送付ではなく申請があった人に送付しています。ただし、送付方法の改善に向けて検討中です。</p> <p>① 平成30年度から軽減対象の拡大を実施しました。</p> <p>② 持続可能な医療制度とするため、応分な負担は避けられません。受診の際には、こども医療制度で負担軽減を実施しています。</p> <p>③ 資格証明書の発行はしていません。</p> <p>④ 保険税を払えない加入者には、生活実態を把握をし、分納等にて完納できるよう納付相談の機会を得るために短期保険証の発行をしています。また、国税徴収法等に規定されている差押禁止財産については、差押をいたしません。</p> <p>⑤ 国の基準に基づいて取扱要綱を定めています。国民健康保険税の納税通知書に同封し、加入者への周知をしています。</p> <p>⑥ 可能な限りで未申請についてお知らせしています。</p> <p>3. 国税徴収法等に規定されている差押禁止財産については、差押をいたしません。 また、一括納付が困難な納税者には、分割納付等についてきめ細やかな納付相談を実施し、納税しやすい環境を作るとともに、状況に応じて滞納処分の停止等の措置を講じております。</p>

陳 情 事 項
<p>4. 生活保護について</p> <p>★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いたずら」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。</p> <p>★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。</p> <p>★③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方向的に求めないでください。返還によって利用者の生活が最低基準を下回ることはないよう十分に配慮し、了承を得るようにしてください。</p> <p>④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。</p> <p>⑤外国人への生活保護制度および手続きに関するわかりやすい説明パンフレットを各国語で整備し、必要な方に配布できるようにしてください。また、ホームページにも各国語で掲載してください。</p> <p>5. 福祉医療制度について</p> <p>★①福祉医療制度（子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。</p> <p>★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。中学校卒業まで現物給付（窓口無料）で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。</p> <p>★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療（精神通院）対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。</p>

回 答
<p>① 生活保護の申請意思を示した方には、生活保護制度について説明した上で、申請書を交付し、申請を促しています。また、生活保護費の支給については14日以内に生活保護の決定を通知し、決定後速やかに生活保護費の支給を行っています。</p> <p>② 当市において、ケースワーカー1人が担当する保護受給世帯数は平成30年4月現在67世帯で、国基準の80世帯を下回っていることから、ケースワーカーの人数は適正と考えています。また、担当者の研修については、国や県の実施する研修会だけでなく、障害年金の受給に向けた取組など生活向上に関わるような研修にも積極的に参加することでレベルアップを図り、個々の異なる問題点に着目したケースワークができるよう、担当者間の情報共有をしています。</p> <p>③ 返還金が発生した場合は、その原因が行政側のミスによる過誤払いに限らず、被保護者の資産や収入状況を考慮した上で、被保護者と十分話し合い、了承を得た上で返還方法を定めています。</p> <p>④ 被保護者の現金、預金、動産、不動産等の資産に関する申告の時期及び回数については少なくとも12ヶ月ごとに実施しています。公平かつ被保護者の実態を把握した上で保護を行うため調査は必要と考えていますが、被保護者の協力を得られるよう常に配慮しつつ、調査を行っています。</p> <p>⑤ 相談時の説明に使用している「生活保護のご案内」について、中国語、ポルトガル語に翻訳することを検討しており、必要な方に配布できるようにしたいと考えています。また、市ホームページにも掲載したいと考えています。</p> <p>① 福祉医療制度は愛知県の制度に準じて実施しており、今後も継続して実施します。常滑市独自事業（県制度からの拡大）として、子ども医療、高齢者福祉医療、精神障がい者医療で助成を拡大実施しています。</p> <p>② 子ども医療費助成については、県補助制度より拡充し実施しています。医療費については自治体ごとの制度ではなく、本来、国の責任で全国どこに住んでも全国一律の医療保険制度となるように、国に対して要望していきます。</p> <p>③ 精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者の通院（平成28年10月～）入院（平成30年4月～）ともに全ての診療科目に拡大して助成しています。自立支援医療対象者については、県の助成を拡大して、指定医療機関通院分を精神障がい者医療で助成しています。</p>

陳 情 事 項
④難病患者が障害認定や障害福祉サービス、介護サービスを利用する際の相談・申請が遅滞なく行われるよう、窓口の一本化または情報の共有化を行ってください。
6. 子育て支援について (1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。 ①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。 ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援（教育・高等教育職業訓練）給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。 ★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。
④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「子ども食堂」のとりくみを支援してください。
★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。 (3)保育施設において、どの時間帯においても職員配置基準と労働基準法の両立が可能な、有資格者での配置の人員費を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。
7. 障害者・児施策の拡充について ★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや通所施設を拡充するとともに、小規模の入所施設を設置してください。

回 答
④ 障害福祉サービスや介護サービスについては介護サービス担当窓口と連携をとり、対応します。
① 現在のところ、市において独自調査する予定はありません。
② 自立支援計画は未策定ですが、自立支援給付金事業、日常生活支援事業は実施しております。
③ 就学援助の対象者は、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯としています。年度途中で申請できることについて今後も、周知に努めます。支給内容の拡充は予定しておりません。入学準備金の支給については、平成30年度の入学予定者から新学期開始前の支給を予定しております。
④ ・平成27年度より、市内2ヶ所で、ひとり親世帯、生活保護受給者世帯を対象とした学習支援事業を常滑市社会福祉協議会に委託実施しており、平成29年度は、実施回数116回、のべ531人の参加がありました。また、平成29年4月から市内1ヶ所で、事業終了後、軽食の提供を行っており、学習面だけでなく、大人との交流を通して、精神面での成長を促すことができると考えています。 ・文部科学省補助事業を活用し、学習が遅れがちな中学生を対象とした「地域未来塾」を地域の公民館に開き、教員を希望する大学生・地域住民等が質問に答えたり学習を見守ったりするなどの学習支援を行っている。
(2) 小中学校の給食費について無償化は考えておりません。
(3) 特別保育に対しては国、県の補助金を活用し人員費の補助を行っています。現在のところ、自治体としての独自補助を行う考えはありません。
① 現在市内にグループホームは6か所あります。入所施設は市内にありませんが、地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携し支援に努めます。

陳 情 事 項
<p>②移動支援（地域生活支援事業）を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。</p> <p>③診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間を報酬に算定してください。障害者が安心して医療にアクセスできるよう、入院時支援としてのヘルパー派遣を認めてください。また、日用品の購入・洗濯をはじめ、看護師らとのコミュニケーション支援など入院中の付添いにかかわる援助へのヘルパー利用を認めてください。</p> <p>④障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。</p> <p>★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。また、2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知するとともに、障害福祉担当窓口で介護保険サービス利用により負担が新たに発生するもの、利用できないサービスを説明してください。</p> <p>⑥障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。</p> <p>⑦障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。また、福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。</p> <p>8. 予防接種について</p> <p>★①流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん（はしか）の任意予防接種に助成制度を設けてください。</p> <p>②高齢者用肺炎球菌ワクチン（定期接種）の一部負担を引き下げてください。2019年度以降も任意予防接種事業を継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。</p>

回 答
<p>② 移動支援は、余暇活動等社会参加を目的とする事業であり、通年かつ長期にわたる通所、通学は対象としておりません。入所施設者の余暇時間のための移動支援は認めております。</p> <p>③ 通院での病院内の付添いについては、身体介助が必要な方のみ、排せつ、移動介助が認められています。待ち時間、診察中の付添いについては認められていませんが、車イスや視覚、知的、精神の障がいがある方で診療中、待ち時間の付添いを必要としている方については、行っている現状があります。入院中のヘルパーは認められておりませんが、重度訪問介護については今年度より訪問先が拡大され入院中のヘルパーや医療従事者に支援の伝達等が認められています。</p> <p>④ 障害福祉サービスについては、国の軽減措置により本人負担が重くならないように講じられています。</p> <p>⑤ 要介護認定該当者について、同様のサービスの場合は介護保険を優先していただいています。それでもなおサービスが不足する場合に、障害福祉サービスの申請をしてもらっていますが、一時的に障害福祉サービスの打ち切りは行っておりません。介護保険サービスが決まるまでは、障害福祉サービスを利用してもらっています。</p> <p>また、高齢障がい者の利用者負担の軽減については、該当者に対し文書にて案内をする予定です。説明については介護保険担当と連携をとって対応します。</p> <p>⑥ 職員の配置及び報酬単価については、国が定める基準に基づき行っております。また、愛知県の補助金を受け、当市では障がい者が通所施設の閉所日にグループホームにおいて過ごされた場合、そのグループホームに対し、支援費を支給しております。</p> <p>⑦ 障がい者が住み慣れた地域で暮らすためには、住民一人ひとりが障がい者に対する偏見をなくし、地域で暮らす障がい者を住民が受け入れられるよう障がい者差別解消、障がい者理解について啓発活動に努めます。そのことが、ひいては居宅介護を始め障がい者福祉への理解になると考えています。</p> <p>① 現在のところは助成を考慮しておりません。国や他の自治体の動向を注視しながら、必要時検討していきます。</p> <p>② 現在のところ一部負担の引き下げについては考えておりません。接種状況について把握するとともに、任意接種、追加接種の効果については、国の示す方向性に合わせていきたいと考えております。</p>

陳 情 事 項
<p>9. 健診・検診について</p> <p>★①産婦健診の助成事業を創設してください。また、助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。</p> <p>②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。</p> <p>③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。</p> <p>【Ⅱ】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。</p> <p>1. 国に対する意見書・要望書</p> <p>①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の医療費患者負担増の検討を止めてください。</p> <p>②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料（税）にするために、十分な保険者支援を行ってください。</p> <p>③マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。また年金支給開始年齢を68歳から先延ばしする検討を止めてください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。</p> <p>④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。</p> <p>⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で創設してください。</p> <p>⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの入所機能を備えた地域生活拠点の国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。</p> <p>2. 愛知県に対する意見書・要望書</p> <p>(1) 福祉医療制度について</p> <p>①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。</p> <p>②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療（精神通院）対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。</p> <p>③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。</p> <p>(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。</p>

回 答
<p>①</p> <p>現在は1回の助成のみですが、医療機関によっては、2週間と1か月に健診を実施している場合があります。2回への拡充については検討していきます。</p> <p>②</p> <p>妊婦歯科健診の助成をしています。個別健診となり受診しやすい体制となりました。より多くの人に受診してもらえるように周知に努めていきます。産婦歯科健診については現在のところ考えておりません。</p> <p>③</p> <p>現在は常勤1名の配置です。非常勤の歯科衛生士と協力し保健事業を行っています。複数配置については、現在のところ考えておりませんが歯科保健事業は健康づくり施策の柱の一つであり、必要時検討していきます。</p> <p>1. 2.</p> <p>陳情を受けてから市議会議長に提出し、受理後に全議員に写しを送付します。</p>